




京都市会の
ココが
知りたい!

第2回


市会の権限～市会が果たす役割とは?～

市会に関する基本的なことや、その時々のお話について、皆さんに分かりやすくお伝えするコーナーです（不定期掲載）。第2回目となる今回は、「市会の権限」について解説します。


Q.1 そもそも市会の権限ってどういう意味?

A.  権限というのは言い換えると、市会が行うことのできる行為の範囲のことで、何が出来るかは地方自治法などの法律で定められているんだ。具体的には、「議決権」「調査権」「請願受理権」「意見書提出権」などが挙げられるよ。


Q.2 権限の中に「議決権」というのがあるけど、市会では何を決めているの?

A.  法律により、市会が議決しなければならないものとして、条例の制定や予算の決定など15項目が定められているわ。これらの項目は、市会が議決しない限り、京都市としての有効な行為とは認められないの。市長が提案した条例や予算は、市会が可決しないと成立せず、市会の権限の中でも、最も基本的なものと言えるのよ。

Q.4 「議決権」以外の権限を使って、市会はどんな役割を果たしているの?

A.  普段から本会議や委員会での議論を通して、市の仕事に無駄がないかどうかや市会で決まったことがきちんと実行されているかを丁寧にチェックしているけれど、必要なときには、市会の議決を経たうえで「調査権」という権限を使うこともあるんだ。そのほかにも、「請願受理権」に基づき、市民の皆さんからの願いや意見を市会として受け止めたり、「意見書提出権」により国等に対して意見を届けているんだよ。

Q.3 条例や予算を提案できるのは市長だけなの?

A.  予算は市長しか提案できないけれど、条例は議員も提案することができるのよ。議員定数に関する条例など、議会に関する条例を議員が提案できるのはもちろんのこと、京都市会では、これまでに清酒の普及の促進に関する条例や交通安全基本条例などを議員から提出して可決しているわ。

平成28年3月には、手話言語条例（手話言語がつなく心豊かな共生社会を目指す条例）を可決しました。



市会の最も基本的な権限で条例や予算などを決める権限は？（ヒント：「○○権」）

クイズ
の答え

議決権

です。